

福岡県公報

平成30年12月4日
第4048号

目次

告示(第1047号-第1069号)

- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 堤防と道路との兼用工作物の管理 (河川管理課) …………… 2
- 市街地再開発組合の設立の認可 (都市計画課) …………… 3
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6

- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 7
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 7
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 7
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可の申請の概要 (環境保全課) …………… 7
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 9
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 9
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 9
- 平成30年度福岡県家畜体内受精卵移植に関する講習会 (畜産課) …………… 9

公 告

- 平成30年度ふぐ処理師試験の実施について (生活衛生課) ……………10
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (保護・援護課) ……………11
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) ……………11
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……………11

選挙管理委員会

- 政治団体の平成26年分収支報告書の要旨の一部訂正 (市町村支援課) ……………12

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) ……………12
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) ……………13
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ……………13

告 示

福岡県告示第1047号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業

要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう）に係るものを除く）で定めるところによる。

平成2年4月11日農林水産省告示第550号（3に係るものに限る）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1048号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成2年6月福岡県告示第962号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1049号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づく堤防と道路との兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり、公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県京築県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 河川の名称
山国川水系友枝川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
築上郡上毛町大字垂水164番7地先から
築上郡上毛町大字垂水181番2地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
名称 道路管理者 上毛町
代表者 上毛町長 坪根 秀介
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内及び兼用道路に挟まれた法面の全面にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間
告示の日から道路の存続する日まで

福岡県告示第1050号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称
J R久留米駅前第二街区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成30年11月から平成36年3月まで
- 3 施行地区
久留米市城南町の一部
- 4 事務所の所在地
久留米市城南町3番9号

5 設立認可の年月日
平成30年11月21日

6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法
事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載して行う。

8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
平成31年1月2日

福岡県告示第1051号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川扇谷44の6、犀川帆柱467
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1052号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
築上郡築上町大字寒田189、2010の2
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1053号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林の所在場所
福岡市早良区大字曲渕字杉谷375の33、375の44から375の47まで
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1054号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林の所在場所
福岡市早良区大字飯場字ハシノヲ434の10
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1055号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林の所在場所

福岡市早良区大字板屋字松ノ尾121の1、121の2

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1056号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年3月25日農林省告示第581号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

田川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1057号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和44年12月27日農林省告示第2055号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1058号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和45年3月9日農林省告示第273号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1059号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年3月15日農林省告示第441号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1060号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成5年2月18日農林水産省告示第139号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1061号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成4年3月31日農林水産省告示第425号（3に係るものに限る）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1062号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成2年5月14日農林水産省告示第621号（1に係るものに限る）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1063号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成5年4月9日農林水産省告示第357号（2に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに嘉麻市役所及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1064号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年1月14日農林水産省告示第48号（2に係るものに限る）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1065号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成30年12月4日から平成30年12月25日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住所 宮若市上有木1番地

名称 トヨタ自動車九州株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 永田 理

2 事業場の所在地及び名称

所在地 京都郡苅田町鳥越町9番2

名称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる施設(酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能力	3分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	16時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	9～10	9～10
	生物化学的酸素要求量(mg/L)	2,000	2,000
	化学的酸素要求量(mg/L)	3,000	3,000
	浮遊物質(mg/L)	400	400
	窒素含有量(mg/L)	80	80
	りん含有量(mg/L)	40	40
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/L)	10,000	10,000
	大腸菌群数(個/cm ³)	2,000	2,000
	汚水量(m ³ /日)	0.03	0.03

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種類		総合排水処理場			
型式		生物処理を主とした複合処理方式			
構造		コンクリート構造及び鋼板構造			
主要寸法		35m×20m、25m×10m			
能力		900m ³ /日			
処理方式		生物処理を主とした複合処理方式			
工事着手予定年月日		既設			
工事完成予定年月日		既設			
使用開始予定年月日		既設			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間			
使用時間の季節的変動の概要		なし			
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	6～10	6～10	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量(mg/L)	26	70	8	10
	化学的酸素要求量(mg/L)	25	85	12	15
	浮遊物質(mg/L)	53	65	16	20
	窒素含有量(mg/L)	14	25	12	15
	りん含有量(mg/L)	5	7	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/L)	11	25	2	2
	大腸菌群数(個/cm ³)	-	-	10	100
汚水量(m ³ /日)	720	900	720	900	

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口		排水口	
当該排水口における	項目	通常	最大

る汚染状態の通常 の値及び最大の値	水素イオン濃度	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量(mg/L)	8	10
	化学的酸素要求量(mg/L)	12	15
	浮遊物質(mg/L)	16	20
	窒素含有量(mg/L)	12	15
	りん含有量(mg/L)	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/L)	2	2
	大腸菌群数(個/cm)	10	100
排出水量(m ³ /日)	720	900	

福岡県告示第1066号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年12月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八女線 香春	八女市星野村7757番2先から うきは市浮羽町妹川3703番1先まで

福岡県告示第1067号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	八女線 香春	前	うきは市浮羽町妹川3882番14先から うきは市浮羽町妹川3001番2先まで	5.5 ～ 64.0	5,354.0
			前	うきは市浮羽町妹川3703番1先から うきは市浮羽町妹川3001番2先まで	8.3 ～ 64.0	1,155.0
			後	うきは市浮羽町妹川3882番14先から うきは市浮羽町妹川3001番2先まで	5.5 ～ 64.0	5,354.0
			後	うきは市浮羽町妹川3703番1先から うきは市浮羽町妹川3001番2先まで	8.3 ～ 64.0	1,155.0

福岡県告示第1068号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年12月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	八女線 香春	うきは市浮羽町妹川3703番1先から うきは市浮羽町妹川3118番2先まで

福岡県告示第1069号

福岡県家畜改良増殖法施行細則（昭和25年福岡県規則第106号）第2条第2項の規定に基づき、次のように平成30年度福岡県家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催場所及び期日を告示する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

講習会開催場所	筑紫野市大字吉木 1269 番地 福岡県農林業総合試験場畜産研究棟
講習会開催期日	平成31年1月15日から同年2月8日まで (土日除く。)

公 告

公告

平成30年度福岡県ふぐ処理師試験を次のように実施する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、ふぐの処理に3年以上従事したもの
- (2) (1)に該当しない者で、ふぐの処理に5年以上従事したもの

2 試験

(1) 方法

試験は、学科試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

- ア 衛生法規
- イ 食品衛生学
- ウ ふぐに関する知識
- エ ふぐの処理に関する実技

(2) 日時及び場所

日	時	科	目	場	所
---	---	---	---	---	---

平成31年3月7日 (木曜日)	午前9時00分～ 午前9時30分	受付	福岡市中央区平尾二丁目 1番21号 中村調理製菓専門学校
	午前9時30分～ 午前9時40分	受験上の注意事項等説明	
	午前9時40分～ 午前10時40分	衛生法規 食品衛生学 ふぐに関する知識	
	午前11時10分～ 午後5時00分	ふぐの処理に関する実技	

3 受験手続及び受付期間

(1) 申請方法

ア ふぐ処理師免許申請書1部に、次に掲げる書類及び写真（申請前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので裏面に氏名を記載したもの）並びに免許申請手数料17,000円を添えて、住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所保健衛生課（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については各区保健福祉センター（各区保健所）衛生課、大牟田市については同市保健所保健衛生課、久留米市については同市保健所衛生対策課。以下「保健所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号812-8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「生活衛生課」という。）へ提出すること。

ア 住民票の写し（申請前6月以内、本籍地の都道府県名又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等記載のもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項又は第2項の規定により指定された個人番号が記載されていないもの）出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3各号のいずれかに該当する者は、旅券その他の身分を証する書類の写し

また、改姓等により卒業証明書等と姓名が異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本

(イ) ふぐ処理従事証明書

(ウ) 1の(1)に規定する者にあつては、卒業証書の写し又は卒業証明書
(エ) 視覚若しくは精神の機能の障がいによりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知及び判断を適切に行うことができない者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者のいずれにも該当しないことを証する医師の診断書（申請前1月以内のもの）

(オ) 履歴書

イ ふぐ処理師免許申請の用紙は、保健所等及び生活衛生課で交付する。郵便によつて申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円切手を貼つた返信用封筒（A4サイズの内紙が折れずに入る大きさのもの）を必ず同封すること。

ウ 免許申請手数料17,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。免許申請手数料は、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によつて申請する場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 申請の受付期間は、平成31年1月7日（月曜日）から平成31年1月21日（月曜日）までとする。

イ 郵便による申請は、平成31年1月21日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及びふぐ処理師免許証の交付

(1) 合格者の受験番号は、平成31年3月28日（木曜日）午前9時00分に発表する。発表は、各保健所等及び生活衛生課に掲示し、福岡県公報に登載し、及び福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載して行うほか、合格者に通知して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、ふぐ処理師免許証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、最寄りの保健所等又は生活衛生課に対して行うこと。

郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼つた返信用封筒を必ず同封すること。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで生活保護法施行細則（昭和52年福岡県規則第48号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部保護・援護課に備え置きます。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成30年11月30日

公告

大野島土地改良区から役員の退任の届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
古川 敬次郎	大川市大字大野島2498番地1、2499番地1

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により那珂川市から送付のあつた次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部

公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成30年12月4日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画公園の変更（那珂川市決定）（平成30年11月7日那珂川市告示第147号）

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第107号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、自由民主党福岡県第七選挙区支部の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した政治団体の平成26年分収支報告書の要旨（平成27年11月福岡県選挙管理委員会告示第131号）の一部を、次のとおり改める。

平成30年12月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

平成26年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県第七選挙区支部の項を次のとおり改める。

97 自由民主党福岡県第七選挙区支部 国会議員関係政治団体の区分 公職の候補者の氏名 公職の候補者に係る公職の種類 報告年月日	法第十九条の七第一項第一号 藤丸 敏 衆議院議員 27.06.01
1 収入総額	86,076,836
前年繰越額	4,887,724
本年収入額	81,189,112
2 支出総額	79,762,275
3 本年収入の内訳	
寄附	55,950,000
団体分	2,910,000
政治団体分	53,040,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	6,139,000
大牟田国政報告会会費入金	4,564,000
柳川国政報告会会費入金	1,270,000
観藤会	305,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	19,100,000
自由民主党本部	19,000,000
自由民主党福岡県支部連合会	100,000
その他の収入	112
一件十万円未満のもの	112
4 支出の内訳	
経常経費	50,408,594
人件費	34,083,373
光熱水費	894,769
備品・消耗品費	8,695,273

事務所費	6,735,179	
政治活動費	29,353,681	
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕	5,760,000	
組織活動費	11,962,548	
選挙関係費	7,151,576	
機関紙誌の発行その他の事業費	4,039,557	
機関紙誌の発行事業費	1,019,400	
宣伝事業費	3,020,157	
寄附・交付金	6,200,000	
5 寄附の内訳		
〔団体分〕		
(株)イノウエハウジング	240,000	八女市
西日本技建(株)	300,000	福岡市博多区
(株)ダイチュウ	300,000	福岡市博多区
(株)吉川金属商会	100,000	滋賀県長浜市
年間五万円以下のもの	1,970,000	長崎県諫早市
〔政治団体分〕		
福岡県筑後地区税理士政治連盟	300,000	福岡市博多区
日本酪農政治連盟福岡支部連合会	100,000	福岡市博多区
福岡県不動産政治連盟	200,000	福岡市東区
福岡県トラック事業政治連盟	1,000,000	福岡市博多区
福岡県医師連盟	1,000,000	福岡市博多区
福岡県トラック協会筑後支部政策研究会	300,000	筑後市
福岡県歯科医師連盟	500,000	福岡市中央区
道路運送経営研究会	500,000	東京都新宿区
福岡県薬剤師連盟	300,000	福岡市博多区
藤丸至誠会	47,340,000	大牟田市
日本医師連盟	1,000,000	東京都文京区
全国不動産政治連盟	500,000	東京都千代田区

公安委員会

福岡県公安委員会告示第310号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成30年12月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成31年1月29日（火） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦30センチメートル、横24センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第311号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成30年12月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署

平成31年1月18日（金） 午後1時30分～午後4時30分	大牟田市不知火町三丁目8番地 大牟田警察署 会議室	大牟田警察署
平成31年1月21日（月） 午後1時30分～午後4時30分	春日市原町三丁目1番地21 春日警察署 会議室	春日警察署
平成31年1月25日（金） 午後1時30分～午後4時30分	田川郡添田町大字庄1074番地の2 添田警部交番 会議室	田川警察署
平成31年1月26日（土） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区光明一丁目6番6号 折尾警察署 会議室	折尾警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横24センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第312号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成30年12月4日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員

平成31年2月7日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
---------------------------------	-----------------------------------	--------	-----

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成31年2月7日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。